

調布市社会教育計画について

1 策定の経緯

調布市社会教育委員の会議は、平成11年6月に「調布市における社会教育行政の在り方について」を教育長に対して答申し、計画の必要性を示しました。それを受け、平成13年7月に社会教育法第17条の規定に基づき、教育長は調布市における社会教育計画の原案づくりを社会教育委員の会議に諮問しました。社会教育委員の会議は、平成16年8月に「調布市社会教育計画(案)」について答申し、市教育委員会は、平成17年10月に、平成24年度までを計画期間とした「調布市社会教育計画」を策定しました。

その後、社会教育委員の会議は、社会情勢の変化等に対応した社会教育の振興及び新たな調布市総合計画、新たな教育プラン、市の各種計画等との整合のとれた計画的な事業の推進を目的とし、二度の改定を行いました。

2 調布市教育プランとの統合

令和8年度には、令和4年度策定の調布市社会教育計画が最終年次を迎え、社会教育委員の会議は次期計画の在り方について検討を行い、現行計画の成果や課題、計画の実効性などについて協議を重ねてまいりました。

その結果、上位計画である調布市教育プランと調布市社会教育計画を統合し、一体的に策定することで、調布市の社会教育施策を一体的に推進するとともに、市民にとって分かりやすい計画体系とすることが望ましいとの方向性を出し、改定作業に取り組みました。

改定作業においては、基本理念「3つの原則」と「3つの立場」を基に、社会情勢の変化に対応した時点修正を中心に検討を重ねました。

3 調布市社会教育計画の目的

- (1) すべての市民の学びを保障し、調布市基本構想のまちの将来像や、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指すために、社会教育行政が果たす役割と方向を示す。
- (2) 学校・家庭・地域の連携が求められる中で、社会教育が学校教育と連携を強化し、家庭教育を支援することで、地域社会の教育力を醸成する。
- (3) 社会教育の計画・実施・評価に市民の力を生かし、市民が自主的な社会教育の活動を活発に行える環境づくりに努め、行政と市民がよりよい地域社会の実現に取り組む、育み合う関係を構築する。

4 調布市社会教育計画を策定する上での基本理念

調布市社会教育計画では、社会性・公共性に基づき、地域を拠点として市民が仲間とともにつながりのなかで取り組むすべての学習活動を社会教育の活動としてとらえ、つぎのような「3つの原則」「3つの立場」を基本理念とします。

(1) 3つの原則

第1に、社会教育とは、あらゆる場での市民の学びである。

第2に、社会教育行政の役割は、環境の醸成(市民が学び、活動できる場を保障すること)である。

第3に、社会教育の目的は、市民の学習権を地域社会の責任において保障することである。

(2) 3つの立場

第1に、社会教育計画は、市民の参画を前提とする。

第2に、社会教育計画の視点は、当事者(市民)に置かれる。

第3に、社会教育計画の基礎は、地域である。